

三田市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第15条 省略 (使用料及び納付方法)</p> <p>第16条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項、<u>第4条第1項第5号</u>並びに第20条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる占有料又は使用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 第4条第1項第5号の規定に基づく使用者 別表第3に掲げる使用料 (4) 第20条の規定に基づく使用者 別表第4に掲げる使用料</p> <p>2 前項に規定する使用料等(第3号を除く。以下同じ。)は、許可のとき徴収する。ただし、その許可の期間が1年以上にわたる場合の使用料等については、各年ごとに徴収する。</p> <p>3 第1項第3号に規定する使用料の徴収その他必要な事項は、別に定める。 (使用料等の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 市の都合で使用の許可を取り消したとき。</p> <p>第18条～第30条の3 省略 (指定管理者が業務を行う場合の準用)</p> <p>第30条の4 第4条(第1項第5号を除く。)、第6条、第7条、第16条から第22条まで、第23条及び別表第4の規定は、指定管理者に第30条の2各号に掲げる業務を行わせている場合について準用する。この場合において、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の2(第21条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、第17条及び第18条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者</p>	<p>第1条～第15条 省略 (使用料及び納付方法)</p> <p>第16条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項、<u>第4条第1項並びに第20条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる占有料又は使用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 第4条第1項第1号から第4号までの規定に基づく使用者 別表第2の2に掲げる使用料</u></p> <p>(4) 第4条第1項第5号の規定に基づく使用者 別表第3に掲げる使用料 (5) 第20条の規定に基づく使用者 別表第4に掲げる使用料</p> <p>2 前項に規定する使用料等(第4号を除く。以下同じ。)は、許可のとき徴収する。ただし、その許可の期間が1年以上にわたる場合の使用料等については、各年ごとに徴収する。</p> <p>3 第1項第4号に規定する使用料の徴収その他必要な事項は、別に定める。 (使用料等の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 第4条第1項第1号から第4号までの規定に基づく使用者が使用開始10日前までに使用の取消しを申し出たとき。</u></p> <p>(4) 市の都合で使用の許可を取り消したとき。</p> <p>第18条～第30条の3 省略 (指定管理者が業務を行う場合の準用)</p> <p>第30条の4 第4条(第1項第5号を除く。)、第6条、第7条、第16条から第22条まで、第23条、<u>別表第2の2</u>及び別表第4の規定は、指定管理者に第30条の2各号に掲げる業務を行わせている場合について準用する。この場合において、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の2(第21条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、第17条及び第18条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「市長は」とある</p>

は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第19条第1項及び第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、同条第4項、第20条から第22条まで及び第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第31条～第33条 省略

別表第1(第3条関係)

都市公園

番号	名称	所在地	摘要
省略			
153	学園7丁目児童公園	三田市学園七丁目14番14	街区公園

別表第2 省略

以下省略

のは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第19条第1項及び第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、同条第4項、第20条から第22条まで及び第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第2の2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第31条～第33条 省略

別表第1(第3条関係)

都市公園

番号	名称	所在地	摘要
省略			
153	学園7丁目児童公園	三田市学園七丁目14番14	街区公園
154	京口公園	三田市相生町1372番1	街区公園
155	横山駅前公園	三田市南が丘二丁目1958番2	街区公園
156	北谷公園	三田市西山二丁目4814番	街区公園
157	南公園	三田市狭間が丘一丁目2番	風致公園

別表第2 省略

別表第2の2(第16条関係)

種別	単位	使用料
行商、募金、出店その他これに類する行為	1㎡当たり1日につき	100円
業として行う写真の撮影	撮影者1人当たり1日につき	3,000円
業として行う映画の撮影	1日につき	3,000円
興行	1㎡当たり1日につき	50円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これに類する催し	1㎡当たり1日につき	10円

以下省略